

## 甲第 192 号証

nakano bunko

The Nakano Library  
Since 15-AUG-1998

## 許可認可等臨時措置法

[法令目次](#) | [法令総索引](#) | [詔勅目次](#) | [日本語総目次](#)

- [許可認可等臨時措置法\(昭和18年法律第76号\)](#)
- [制作者註](#)



## 許可認可等臨時措置法(昭和18年法律第76号)

- 1 大東亜戦争ニ際シ行政簡素化ノ為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法律ニ依リ許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等ヲ要スル事項ニ付左ニ掲グル措置ヲ為スコトヲ得
  - 一 許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等ヲ要セザルコトスルコト
  - 二 許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議等ヲ要セズ届出、報告等ヲ以テ足ルモノトスルコト
  - 三 許可、認可、免許、特許、承認、検査等ノ申請アリ又ハ協議アリタルトキ一定期間ノ経過ニ依リ許可、認可、免許、特許、承認、検査等アリ又ハ協議調ヒタルモノト看做スコト
  - 四 甲法令ニ依ル許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等アリタルトキ乙法律ニ依ル許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等アリタルモノト看做スコト
  - 五 許可、認可、免許、特許、承認、検査等ヲ為シ又ハ届出、報告等ヲ受クル甲ノ行政庁又ハ官吏ノ職権ヲ乙ノ行政庁又ハ官吏ヲシテ行ハシムルコト
  - 六 前各号ニ掲グルモノノ外手續又ハ処理ノ簡捷化ノ為ノ必要ナル措置
- 2 前項第五号ノ場合ニ於テハ甲ノ行政庁又ハ官吏ノ職権ニ係ル罰則ノ適用ニ付テハ乙ノ行政庁又ハ官吏ハ之ヲ甲ノ行政庁又ハ官吏ト看做ス
- 3 前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ規定実施ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

## 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



## 制作者註

- この法律は、昭和18年3月18日に公布され、即日施行された。
- 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律(平成3年法律第79号)により、本法は平成4年5月20日をもって廃止された。

